

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： EUの義務的開示制度（クロスボーダーアレンジメントの報告）

2018年5月のEU指令2018/822に基づく義務的開示制度（MDR, Mandatory Disclosure Requirements）について、最初に到来する報告期限がCOVID-19の影響により延長されていましたが、2021年1月31日、延長後の期限が到来しました。今回は、改めてEUの義務的開示制度の概要と、併せてUKの法令・規則を参考として具体的な国内法の内容をご紹介します。

DAC6の概要

EU指令2018/822は、2011年2月に公表されたEU指令2011/16（DAC, Directive on Administrative Cooperation）の第6次改正であることからDAC6と呼ばれています。DAC6は、BEPS行動計画12（義務的開示制度）に基づくものであり、納税者が実施したタックスプランニングに対する各国の税務当局の情報アクセスを容易にし、租税回避行為の監視を強化することが目的です。具体的には、クロスボーダーアレンジメントの仲介者や納税者に対して、アグレッシブなタックスプランニングを含む（可能性のある）取引について、関係するEU加盟国の税務当局に対してその内容を開示することを求めています。報告された開示内容は、EU加盟国の税務当局より、四半期ごとに相互に交換されます。

また、EUの各加盟国は、2019年12月31日までに、EU指令2018/822を自国の法律に組み込まなければならないこととされています。UKにおいては、Finance Act 2019のs84に組み込まれ、2020年1月13日にその規則が公表されました。その後、2020年7月9日に当該規則が改訂され、英国歳入関税庁（HMRC）に対する報告期限の延長とその延長期限が定められています。

DAC6の主な内容は以下のとおりです。

開示対象となる アレンジメント	2以上のEU加盟国間および1のEU加盟国とEU域外の国間における「クロスボーダーアレンジメント」で一定の特徴（ホールマーク）を有するもの	
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダーアレンジメントの仲介者および納税者に関する情報 一定の特徴（ホールマーク）の内容 クロスボーダーアレンジメントの内容、実施日（または予定日）、価額 本制度の基礎となる国内関連法 影響を受ける可能性のあるEU加盟国または者 	
報告期限	（取引の行われた日）	（延長後の期限）
	2018年6月25日~2020年6月30日	2021年2月28日
	2020年7月1日~2020年12月31日	2021年1月31日
	2021年1月1日以降	取引実行日等一定の日から30日以内
報告義務者	原則：仲介者 ただし、仲介者がEU加盟国に関係しない場合や当該アレンジメントに仲介者が関与しない場合などは、納税者にその報告義務が課されることとなります。	
ペナルティ (UKの場合)	義務的開示義務を遵守しない場合には5,000ポンド、また、一定の場合には報告期限から報告日まで1日あたり600ポンドの罰金を科する可能性があることと規定されています（Regulation 14(1) of Part 3 of the UK Regulations）。 さらに当初の罰金が不適当に低いと考えられる場合には、第一審裁判所において100万ポンド以下の罰金を科することができることとされています。	

開示対象となるクロスボーダーアレンジメントの「一定の特徴（ホールマーク）」とは

上記表に記載のとおり、開示対象となるアレンジメントは、「クロスボーダーアレンジメント」で一定の特徴（ホールマーク）を有するものとされています。

ホールマークは大きく分けて2種類あり、メイン・ベネフィット・テスト（主要便益テスト）を満たした場合にのみ対象となるもの（カテゴリA~C）、主要便益テストに関係なく開示義務の対象となるもの（カテゴリD~E）が定められており、具体的な内容は以下のとおりです。

※主要便益テストは、クロスボーダーアレンジメントの実施により期待される主な効果が税務メリットである場合には、一般的にその要件を満たすこととされています。

<p>カテゴリA：主要便益テストに関連する一般的なホールマーク</p> <p>アレンジメントについて、秘密保持条項が含まれていること、その報酬が租税回避の金額や割合に応じて決定されること、定型化された文書やスキームが使用されていること</p>
<p>カテゴリB：主要便益テストに関連する特定のホールマーク</p> <p>納税者の欠損の有効利用を目的とする欠損の移転、欠損を利用するための事業体の取得、所得の資本等への転換、低税率国への所得の移転、実体のない迂回取引などを含むアレンジメント</p>
<p>カテゴリC：クロスボーダーアレンジメントに関連する特定のホールマーク</p> <p>(1) 2以上の関連企業間で行われる損金算入可能な支払いを含むアレンジメントで、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受領者の税務上の居住地国/地域が、法人税率がゼロまたは極めて低い国である場合 ② 受領者の税務上の居住地国/地域において、非課税によるベネフィットを享受することができる場合 ③ 受領者の税務上の居住地国/地域において、優遇税制によるベネフィットを享受することができる場合 <p>(2) 受領者がいずれの国/地域の居住者にも該当しない、または受領者がEUやOECDにより指定された非協力国の居住者である場合</p> <p>(3) 複数の国/地域において同一資産の減価償却費の控除が可能である場合</p> <p>(4) 複数の国/地域において二重課税の排除措置を適用する場合</p> <p>(5) 資産の移転を伴う取引につき、支払対価と受領すべき対価の取扱いに重大な相違がある場合</p>
<p>カテゴリD：税務当局間の自動情報交換制度や実質的受益者に関連する特定のホールマーク</p> <p>EUの共通報告要件、その他の税務報告義務を回避することを目的としたアレンジメントなど</p>
<p>カテゴリE：移転価格に関連する特定のホールマーク</p> <p>ユニラテラル・セーフハーバー・ルールの使用、「評価困難な無形資産」の移転、一定の要件を満たす機能・リスク・資産などのグループ内のクロスボーダーの移転を伴うアレンジメント</p>

お見逃しなく！

- EU域内に子会社や支店を有する法人やEU域内に所在する事業体を対象としてM&Aを実施する者については、クロスボーダーアレンジメント実施の都度、その仲介者又は納税者について、DAC6による義務的開示制度の適用有無について検討が求められます。
- EUの各加盟国のDAC6に基づく国内法は相違点もあることから、クロスボーダーアレンジメントに関係するすべての国の国内法を確認し、義務的開示義務の有無を検討する必要があります。